

次世代の大阪市学校教育 I C T のあり方に関する有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 A I を含むデジタル技術の進展が社会に急速に普及する中、様々な観点から社会の将来像を予測し、その将来を担う子どもたちに必要な教育を考え、それを実現するために求められる次世代の大阪市学校教育 I C T のあり方について外部の有識者の意見又は助言を求めることを目的として、次世代の大阪市学校教育 I C T のあり方に関する有識者会議を開催する。

(会議事項)

第2条 有識者会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 様々な観点からの社会の将来像の予測、その将来を担う子どもたちに必要な教育、それを実現するために求められる次世代の学校教育 I C T のあり方に関する事項
- (2) その他、有識者会議が必要と認める事項

(有識者会議のメンバー)

第3条 有識者会議のメンバーは、別表に掲げる者をもって構成し、座長は会議の議事を進行する。

2 有識者会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(開催期間)

第4条 有識者会議の開催期間は、第1条の目的を達するまでとする。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、教育委員会事務局総務部教育政策課に置く。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。